

公認会計士・税理士

中澤省一郎のSS経営メールマガジン

1 働き方改革 = 経営改革の大チャンス！

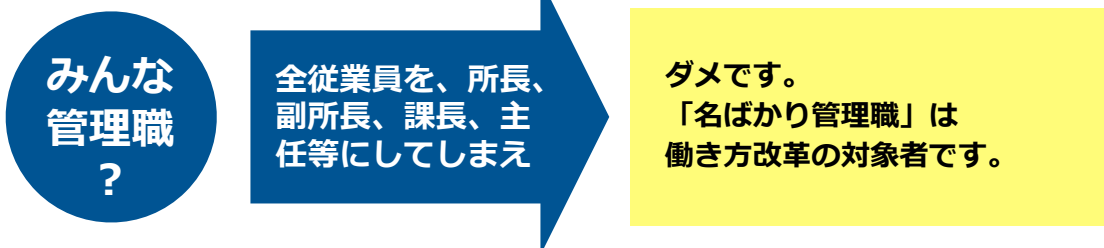
小手先対応ではダメ

今こそ **攻めの引き算経営** へ

1.1 取締役、監査役以外は全員が働き方改革対象者

働き方改革の対象外は **対象外** 会社の経営者 **対象外** 会社の管理職

ということは、パート・アルバイトを含む全員が対象となります。



「本当の管理職」とは
以下の条件を満たす人

- 1) 経営者と一体的な立場で仕事している。
- 2) 勤務時間に関して厳格な制限を受けない。(自由に決められる)
- 3) 採用や人事考課等の権限を有している。
- 4) その地位にふさわしい待遇

皆さんが考えている「管理職」はほとんどが「所長と名乗る従業員」です。



1.2 「攻めの引き算経営」着手の大チャンス！

まずは「10年後の会社の姿」を明確にイメージしてください。

10年後は



10年後の自社をイメージして、引き算経営に着手しましょう。
この1年が勝負（かつ最大のチャンス）です。

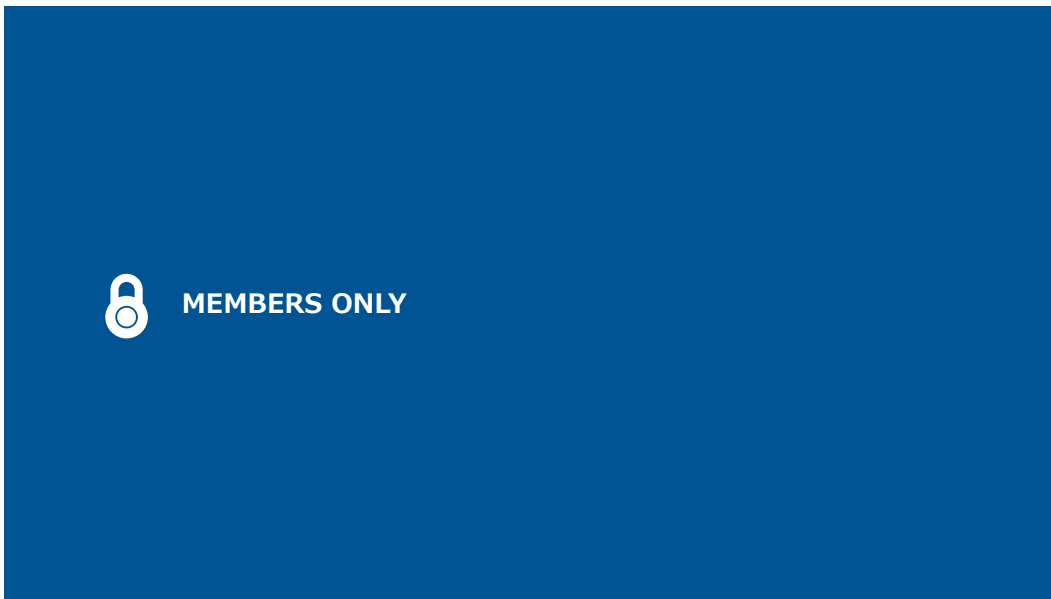
どうやって引き算を進めるのか

引き算シリーズとして、こちらから続々配信します

A：営業時間の引き算



B：店舗の引き算



次頁へつづく

前頁よりつづく

どうやって引き算を進めるのか

C : メニューの引き算、粗利の引き算



MEMBERS
ONLY

中澤WEB会員は専用サイトへログインして続きをご覧ください
<https://nakazawa-webmembers.com>

- 中澤WEB会員に新規加入で、この続きがお読みいただけると共に、会員限定の懇談会・懇親会にもご参加いただけます。
- お申込は中澤公認会計士事務所HPから
<http://nakazawa-cpa.net/members.html>
- 1ユーザー年額5万円です。いま、申し込むと2020年4月まで有効です。

D : 油外粗利の引き算



MEMBERS ONLY

E : お客様の引き算



MEMBERS ONLY

F : 備品等の引き算



MEMBERS ONLY

2 働き方改革 ガソリンスタンド経営者向け概要

2.1 適用時期（大企業と中小企業）

	大企業	中小企業
残業時間上限規制	適用済み	2020.4.1
労働時間把握義務	適用済み	適用済み
有給休暇付与義務	適用済み	適用済み
非正規雇用の均等待遇	2020.4.1	2021.4.1

ガソリンスタンドでは、資本金5000万円以上か従業員50人以上は「大企業」

2.2 残業時間上限規制と労働時間把握義務 違反すると罰則の対象です

残業上限は

3月まで ⇒ 努力目標

現状 ⇒ 義務（法律違反で罰則の対象となります）



MEMBERS
ONLY

中澤WEB会員は専用サイトへログインして続きをご覧ください
<https://nakazawa-webmembers.com>

- 中澤WEB会員に新規加入で、この続きがお読みいただけると共に、会員限定の懇談会・懇親会にもご参加いただけます。
- お申込は中澤公認会計士事務所HPから
<http://nakazawa-cpa.net/members.html>
- 1ユーザー年額5万円です。いま、申し込むと2020年4月まで有効です。

経営者による労働時間把握義務



MEMBERS ONLY

2.3 有給休暇付与義務

3月
まで

有給休暇と取るかとらないかは従業員の任意

現状

パートを含めたほとんどのスタッフに5日間の有給休暇付与義務



MEMBERS
ONLY

中澤WEB会員は専用サイトへログインして続きをご覧ください
<https://nakazawa-webmembers.com>

- 中澤WEB会員に新規加入で、この続きがお読みいただけると共に、会員限定の懇談会・懇親会にもご参加いただけます。
- お申込は中澤公認会計士事務所HPから
<http://nakazawa-cpa.net/members.html>
- 1ユーザー年額5万円です。いま、申し込むと2020年4月まで有効です。

いわゆる「同一労働同一賃金」です

2.4 非正規雇用（パート・アルバイト）の均等待遇

	不合理な相違		差別的取り扱い	
	現状	適用後	現状	適用後
有期労働	禁止	→ 禁止	解釈として存在	→ 禁止
パート労働	禁止	→ 禁止	禁止	→ 禁止
派遣労働	配慮	→ 禁止	不存在	→ 禁止

法律違反例



MEMBERS ONLY